

パナマ文書の見方

1 3つの用語とパナマ文書

新聞等で税務調査等の報道がなされる場合、「申告漏れ」「所得隠し」「脱税」の3つの用語が使い分けられていることは結構知られている事実である。「脱税」は、税法違反で検察庁に送検される事案であり、「所得隠し」は、重加算税の対象となった悪質な所得操作等をいう。「申告漏れ」は、主として計算誤り等の場合といわれている。

パナマ文書事件が2016年4月上旬に新聞等に報道され、税に関する事項としては結構長期間にわたり報道が続いている。このパナマ文書とは、タックスヘイブンに設立した法人等の情報が南ドイツ新聞にもたらされたのがこの事件の発端で、このファイルには、1,100万件を超える文書やEメールが含まれており、これに関与したのは、タックスヘイブンにおいての法人設立を手掛けるパナマの法律事務所「モサック・フォンセカ」の内部資料で、その期間は、1970年代から最近までであった。

なぜ、このように多くの注目を集めたのかという点であるが、各国の首脳等の名前が同文書に含まれているということで、ある種の政治的なスキヤンダルの様相を呈してきたことが大きな理由といえる。

この文書の分析を行っている国際調査報道ジャーナリスト連合（ICIJ）から詳細な発表等があるが、企業或いは富裕層がタックスヘイブンを利用して租税回避を図っていることは問題であるという論調が多く見受けられるのである。今後は、その詳細が明らかになるにつれて、その内容が、上記3つの用語のいずれに該当する

のかということになろう。

2 パナマ文書への対応姿勢

パナマ文書により、企業、有名人等の名前が明らかになれば、タックスヘイブンを利用した租税回避として非難されることになろうが、税務調査では、上記の3つの用語の他に、「申告是認」という用語がある。これは事件ではないため、報道されることはほとんどないが、タックスヘイブンを利用した取引からの所得があったとしても、税務上では、「申告是認」という税務当局の判断が下されるものもある。

例えば、タックスヘイブンを利用していた企業の場合、移転価格税制、タックスヘイブン対策税制等の適用がなく、かつ、申告を適正に行っていれば、タックスヘイブンを利用したことでの追徴を受ける可能性は低く、「申告是認」ということになろう。

このようなことに対して、タックスヘイブンの存在自体が、租税回避の温床となることから、これを規制すべきという論調もあるが、タックスヘイブンにペーパー会社を設立して租税回避を防止するためのタックスヘイブン税制は、米国が1962年、西ドイツ（現ドイツ）が1972年、日本が1978年、フランスが1980年、英国が1984年にこの税制を創設して対応してきた。

OECDは、1996年以降、「有害な税競争」ということで、タックスヘイブンの情報開示に尽力してきたのである。その結果が、先進諸国がタックスヘイブンと情報交換協定を締結して、タックスヘイブンからの税務情報を入手可能になったこと、そして、「非居住者に係る金融口座情報の自動的交換制度の整備」が行われ、各国が、

Topics of International Taxation

この情報を自動交換するシステムが確立し、我が国も平成27年度税制改正により、平成30年からこの情報交換を行うことになったのである。

したがって、パナマ文書への対応として、企業或いは有名人のスキャンダルとしての解説は報道機関に任せて、税務上では、次の点に注目すべきであろう。

① すでに述べたように、パナマ文書に含まれている企業等が、タックスヘイブンを利用した結果、「申告是認」「申告漏れ」「所得隠し」「脱税」のいずれに分類されるのかを見極める必要がある。

② 現行制度の抜け道を利用して租税回避を図っていた場合、今度どのような制度改正を行うべきなのか。

③ OECDが行ったBEPSが1つの足掛かりになると思われるが、BEPSに新たな対策を含めて検討するのか、又は、何か新機軸を打ち出すのか。

いずれにせよ、パナマ文書と国際的租税回避という税務の分野における検討に特化して、今後は、分析の視点を確立すべきであろう。繰り返しになるが、パナマ文書から有名人のスキャンダル等の部分を除いて検討することが必要である。

3 過去の情報漏えい事件

パナマ文書に関する報道、ネット情報等を見ると、同文書に登場する企業等は税を免れたという点では問題があるという見方が多いが、これまで、外国の銀行等からの情報漏えいは幾度があり、日本の個人情報がそこに含まれていた例もあり、パナマ文書が初めての例ではないのである。

2006年に、リヒテンシュタインの銀行(LGT)のIT担当職員が顧客名簿を持ち出して他の課税当局にこの情報が流れた結果、各国で脱税事件に発展したものである。この顧客名簿に記載された資料に基づいてドイツの課税当局は約45億円の追徴課税を行い、日本、米国、オース

トラリア等においても同様の事態となっている。

また、情報持ち出し事件ではないが、2008年にスイス最大手の銀行UBSの社員が米国人の顧客に対して脱税のほう助をしたことで起訴されたことを契機として、米国人預金者の情報公開問題に発展し、UBSはその後一部の情報を開示したが、これがきっかけとなって、米国は後に外国銀行から米国人の金融情報を提供するようになり要請するFATCAを2010年3月に成立させた。この法律は、米国市民による外国金融機関の口座を利用した脱税を防止することを目的としたものである。このFATCAの効果は、2014年で約100か国が協力することになり、この動きが、2014年5月にパリにおけるOECD閣僚理事会で採択された「租税に係る金融情報の自動交換の宣言」に繋がるのである。

また、2014年には、パナマ文書の解説を主導している国際調査報道ジャーナリスト連合(ICIJ)は約340社の多国籍企業が、ルクセンブルクから内密で法人税率の優遇措置を受けていたことを報道した。この資料は大手会計事務所から流出したもので、文書は2万8,000頁あった(ルクセンブルク・リークス事件)。

そして、2015年に英国最大の金融大手のHSBCのプライベートバンキング部門のジュネーブ本社から同社のIT担当職員であったFにより機密文書が持ち出され、2015年になって同行による富裕層に対する脱税ほう助が明らかになった事件(スイス・リークス事件)がある。この資料にある人数は約10万人といわれており、日本国籍の個人が約300名いることが確認されている。いずれにせよ、このような情報が課税当局に渡ると、守秘義務の壁に阻まれるため、どのように処理されたのかは不明となるが、パナマ文書が、国際税務における情報透明性に寄与することは間違いない予測であろう。

中央大学商学部教授

矢内 一好